



宮 崎 県 公 報

令 和 6 年 5 月 20 日 (月 曜 日) 第 510 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 地方税の収納の事務の委託…………… (税務課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (障がい福祉課) 1
- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 林業用種苗生産事業者の登録 (2件) …… (森林経営課) 2
- 道路の供用の開始 (2件) …… (道路保全課) 2

公 告

頁

- 大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 2
- まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更…………… (漁業管理課) 3
- 入札公告…………… 3
- 病院局公告**
- 競争入札参加者の資格に関する公告…………… 11
- 落札者等の公告…………… 11
- 公安委員会公告**
- 警備員等の検定の実施について…………… 11

告 示

宮崎県告示第 293号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(令和6年政令第12号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた公金事務について、同令第1条の規定による改正前の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項第1号の規定により、次のとおり地方税の収納の事務を委託した。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地方税の収納の事務の委託を受けた者

- (1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735-25
- (2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2729-31

2 委託に係る地方税の税目

- (1) 一般社団法人日本自動車販売協会連合会宮崎県支部 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第8号に規定する自動車税
 - (2) 一般社団法人全国軽自動車協会連合会宮崎事務所 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第3号に規定する軽自動車税のうち環境性能割
- 3 委託した収納取扱期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

宮崎県告示第 294号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4530200569	星空の都地域活動支援センター	都城市早鈴町15街区35号	社会福祉法人常緑会	都城市豊満町2647番地	令和6年3月31日	一般相談支援、地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)

宮崎県告示第 295号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 串間市大字都井字水落 679-1
 - 2 指定の目的 水源の涵養
 - 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 296号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1426	税所 健太郎 宮崎県都城市乙房 町1649番地5	採取	幼苗の育 成、幼苗 以外の苗 木の育成	税所 健太郎 宮崎県都城市乙房 町1649番地5

宮崎県告示第 297号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録 番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種穂	苗木	
1427	徳永 知大 宮崎県えびの市大 字上江 578番地1	採取	幼苗の育 成	立石林業株式会社 飯野出張所 宮崎県えびの市大 字原田1403- 188

宮崎県告示第 298号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月20日から同年6月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5692 番1地先か ら同郡同町 同大字同字 5692番1地 先まで	令和6年5月20日

宮崎県告示第 299号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道

路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和6年5月20日から同年6月3日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
26	県道	宮崎須 木線	東諸県郡綾 町大字南俣 字大口5692 番5地先か ら同郡同町 同大字同字 5692番5地 先まで	令和6年5月20日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ都城市年見町店
都城市年見町16号14番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年1月8日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,450㎡
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南側 61台
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南側 12台
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物南東側 50㎡
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物敷地東側 6.96㎡
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地南側及び西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
令和6年5月7日
- 9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
- (2) 期間
令和6年5月20日から令和6年9月20日まで
- 10 意見書の提出先及び期間
- (1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
- (2) 期間
令和6年5月20日から令和6年9月20日まで
- 11 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第16条第5項の規定により、まあじに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を令和6年5月8日付けで次のとおり変更したので、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

まあじに関する令和6管理年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量（法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量をいう。）は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	数量
宮崎県まあじまき網漁業	3,430トン
宮崎県その他のまあじ漁業	現行水準

入札公告

総合評価一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年5月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務
- (2) 特定役務の特質等 宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務調達仕様書（以下「調達仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間 この一般競争入札に係る契約締結の日から最長で令和14年1月12日までとし、入札手続を経て、契約締結時に決定するものとする。
- (4) 履行場所 宮崎県庁舎内及び県が指定又は承認する場所
- (5) 入札方法 (1)の特定役務について総合評価一般競争入札を実施する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- ア 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種であること。
- イ この一般競争入札に係る落札者決定の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、県からの発注業務に関し、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、一般競争入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

オ 役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

カ 「プライバシーマーク付与認定」及び「ISO 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）」の認証を取得している者であること。

- (2) 共同企業体の参加は可とするが、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

ア 全ての構成員が、2(1)に掲げる全ての要件を満たすこと。

イ 代表構成員の出資比率は、30%以上とすること。

ウ 共同企業体を構成する事業者が単独又は別の共同企業体の構成員として、この一般競争入札に参加していないこと。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

2(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請書類等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋

通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和 6 年 5 月 20 日（月）から令和 6 年 5 月 31 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 電話番号 0985 (26) 7019
 (2) 期間 令和 6 年 5 月 20 日（月）から令和 6 年 7 月 1 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務総合評価一般競争入札説明書（以下「入札説明書」という。）及び調達仕様書の配布場所及び配布期間

- (1) 配布場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当
 (2) 配布期間 令和 6 年 5 月 20 日（月）から令和 6 年 7 月 1 日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 一般競争入札事前説明会

一般競争入札事前説明会は実施しない。

7 一般競争入札参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

一般競争入札への参加を希望する者は、次により入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当
 (2) 提出期限 令和 6 年 6 月 19 日（水）午後 5 時（郵送にあっては、同日午後 5 時必着）
 (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

8 入札書及び提案書等（以下「入札書等」という。）の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当
 (2) 提出期限 令和 6 年 7 月 1 日（月）午後 5 時（郵送にあっては、同日午後 5 時必着）
 (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 100 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格のない者若しくは当該入札参加資格を満たさなくなった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者
 (2) 入札参加申込書及び入札書等に虚偽の記載をした者
 (3) 2 件以上の入札をした者
 (4) 入札参加申込書を 7(2)の提出期限までに提出しなかった者
 (5) 入札書等を 8(2)の提出期限までに提出しなかった者
 (6) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札書等を提出した者
 (7) 2 人以上の代理人をした者
 (8) 金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札書等を提出した者

11 総合評価の方法に関する事項

宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、次のとおりとする。

宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務 落札者決定基準

1 審査委員会

本業務の落札者の決定に関する事項は、「宮崎県県税クラウドシステム構築委託業務審査委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

2 落札候補者の決定方法

評価は、提案内容に基づく「技術評価に係る得点」及び入札価格に基づく「入札価格に対する得点」の合計点数（最大 520.00 点）により実施する。

- (1) 下表により、技術点と価格点の合計点数が最も高い入札者を落札候補者とする。ただし、最低基準点^{※1}を満たさない場合は、落札候補者となることはできない。なお、入札者が 1 者であっても最低基準点を満たした場合は落札候補者となることできる。

区分	点数	採点基準
技術点	390.00 点	提案内容より最大 390.00 点の配点を行う
価格点	130.00 点	価格点 = $130 \times (1 - \text{入札価格}^{\text{※2}} \times 1.1 / \text{予定価格}^{\text{※3}})$
合計点	520.00 点	

※1 最低基準点…技術点が満点の 60%（234.00 点）以上であることとし、価格点は考慮しない。

※2 入札価格…入札参加者の提示する提案価格（消費税及び地方消費税を含まない）。

※3 予定価格…県が予定する落札金額決定基準により定める価格。

- (2) 最高得点となった者（以下「最高得点者」という。）が 2 者以上あるときは、以下の手順により落札者を決定する。

- ① 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 1 者の場合は、その者を落札候補者とする。
- ② 最高得点者のうち「技術点」が最も高い者が 2 者以上ある場合で、「業務に求める機能要件の合計点数」が最も高い者が 1 者のときは、その者を落札者とする。
- ③ ①②によってもなお決しない場合は、別途、日を定め、最高得点者のくじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、当該最高得点者は、くじを辞退することはできないものとする。

3 技術点及び価格点の算出方法等

- (1) 技術点の評価方法

技術点は、別紙「提案書評価表（提案書記載依頼事項一覧）」の各項目について、別表第 1 「採点基準表」のとおり 6 段階評価を行う。

ただし、業務に求める機能要件については、調達仕様書の別紙 1（機能要件適合表）

に基づき、システム毎の各項目について、別表第 2「業務に求める機能要件に関する採点基準表」により評価を行い、別表第 3「業務に求める機能要件の評価方法」のとおり評価する。なお、別紙 1 において、特記欄に「任意」の記載がない項目については必須項目とする。

また、外部インタフェース自動連携項目については、調達仕様書の別紙 2（外部インタフェース要件一覧表）に基づき、自動連携が可能な項目について、別表第 4「外部インタフェース自動連携項目に関する採点基準表」により評価を行い、別表第 5「外部インタフェース自動連携項目の評価方法」のとおり評価する。

その結果、提案書評価表において、1 つでも 0 点（記述がない、又は具体性及び実効性に著しく欠けるなど、県の要求水準を満たしていないもの。）又は、業務に求める機能要件（別紙 1）の必須項目について、1 つでも 0 点（対応不可のもの）の項目がある者は、落札候補者とししない。

(2) 価格点の算出方法

価格点は、入札価格に当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した値を、予定価格で除し、その値を 1 から減じて得た値に、価格点の満点である 130 点を乗じて、小数点第三位以下を切り捨てたものとする（上記 2 (1) に示す計算式に基づき算出）。

ただし、入札参加者の入札価格に当該価格の 100 分の 10 に相当する額を加算した値が、県の予定価格を上回った場合は、落札候補者とししない。

(別表第 1 「採点基準表」)

採点	採点基準
5	具体性及び実効性があると認められ、県に実益をもたらす提案であることが客観的な根拠・指標をもって示されている。
4	具体性及び実効性があると認められ、県に実益をもたらす提案となっている。
3	具体性及び実効性があると認められ、標準的な提案となっている。
2	具体性及び実効性があると一定程度認められ、部分的に評価できる。
1	記述はあるが、具体性及び実効性に欠ける。
0	記述がない、又は具体性及び実効性に著しく欠けるなど、県の要求水準を満たしていない。

○別表第 1 の「採点 5」の目安は次のとおり。

- ・ 要求水準を超える提案が、実例等とともに具体的になされていること。
- ・ 業務の実施方法等の記述が具体的で説得力があること。
- ・ 県が評価要素と考える点について、具体的な記述が多数あること。

(別表第 2 「業務に求める機能要件に関する採点基準表」)

採点		採点基準
必須項目	任意項目	
2	3	「○」: パッケージシステム等で対応可能なもの。
1	2	「△」: カスタマイズ又は代替手段で対応可能なもの。
0	0	「×」: 対応不可のもの。

(別表第 3 「業務に求める機能要件の評価方法」)

評価点 = (必須項目獲得点数 / 1,146) × 60 点 + (任意項目獲得点数 / 213) × 40 点
 ※小数点第三位以下を切り捨てたものを評価点とする。

(別表第 4 「外部インターフェース自動連携項目に関する採点基準表」)

採点	採点基準
2	「○」: パッケージシステム等の標準仕様として自動連携が可能なもの。
1	「△」: 機能改善等により稼働開始前までに自動連携が可能になるもの。
0	「×」: 自動連携できないもの。

(別表第 5 「外部インターフェース自動連携項目の評価方法」)

評価点 = 獲得点数 / 64 × 5 点

※小数点第三位以下を切り捨てたものを評価点とする。

別紙 提案書評価表 (提案書記載依頼事項一覧)

項	調達仕様書 頁数	項目名称	提案書記載依頼事項	評価の観点	配点
					25
1	—	企業概要	企業概要及び企業の資格取得状況等について提示すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。	
2	—	類似業務の実績	国、都道府県、政令指定都市等において、税システムの導入実績 (契約名、契約額、発注者、契約期間、規模等) とその内容 (主な機能と実現方法等) 及び運用保守実績 (契約名、契約額、発注者、契約期間等) について提示すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・導入実績が豊富であるか。	
		作業の概要			45
3	2	背景と目的	本業務の背景、目的の正しい理解に基づき、考え方、特徴、アピールポイントを記載すること。	・本業務の背景、目的を十分に理解し、提案書記載依頼事項が具体的に記載されているか。 ・本調達仕様書に記載している現行システムの課題に対して、具体的な解決手順や手法が示されているか。	
4	3	調達の方針 (クラウドシステムのコンセプト)	本システムの導入にあたり、次の要件を満たした提案をすること。 ①クラウド型システムの導入 ②事務処理の標準化 ③システムの共同利用	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。 ・システム導入検討を行うため、基本となるサービスが完成していること	
5	3	調達の方針 (デジタル技術の活用等)	④デジタル技術の活用 ⑤外部システムへの対応 ・別紙 1 (機能要件適合表) 「免税証」B-2-1 に関する事項	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
6	12	スケジュール	本県の提示している案件を満たすスケジュールを提案すること。 ①構築期間: 契約締結日から令和9年1月12日まで ②運用保守期間: 5年間 (60か月間) ③スケジュール案: 別紙4 ※構築期間が①より前倒しになることは可とする。正式なスケジュールは契約締結時に決定する。 ・概要版と詳細版を作成すること。 ・県職員に求める作業のスケジュールや資料の提出時期等については、詳細版に具体的に記述すること。 ・これまでの実績で納期が遅延したことがあればその際の対応も含めて記載すること。 ・これまでの実績で納期遅守のため、どのような対策を講じたかを記載すること。	・令和9年1月までの運用開始を確実に実現することを目指したスケジュールが記載されているか。 ・仕様書別紙4に示されたスケジュール案に基づき、各工程の具体的な作業内容、作業開始・終了日、作業の関係性等が提案されているか。	
		新システムの要件			140
7	14	業務に求める機能要件	別紙 1 (機能要件適合表) に各機能の対応可否及び代替提案等を記載し提出すること。	提案書に添付する別紙 1 (機能要件適合表) の回答により採点する。	
8	14	システム全般に求める機能要件	・完成しているサービスの概要 (開発に至るまでの経緯、開発時期、コンセプト等) を記載すること。 ・特定個人情報取扱いに関するガイドライン等への対応を記載すること。 ・本県独自のシステム改修が発生した場合の対応について、他県の事例を含めて記載すること。 ・文字コード及び外字データの取扱いに関する考え方を、デジタル庁の「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第3.0版】」を踏まえつつ記載すること。 ・外部ツールを使って本県の機能を実現する場合、どのような役割の外部ツールがあるかを記載すること。 ・データ抽出ツール (EUC など) による機能があれば合わせて提案すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・完成しているサービスのコンセプトなどが優れているか。 ・本県独自のシステム改修が発生した場合の役割や対応方針が本県にとって負担が少ないものとなっているか。 ・文字コード及び外字データの取扱いについて、今後を見据えた考え方となっているか。 ・機能要件適合表 (調達仕様書別紙 1) に記載の機能を実現するにあたって、外部ツールに極力頼らない完成度の高いシステムとなっているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
9	15	操作性、使いやすさ	・システムの画面デザイン (可読性、視認性、判読性) について、利用者の操作性向上、入力作業の省力化等、業務の効率化に資する工夫 (入力補助支援機能、エラーチェックの内部計算結果の表示機能等) について記載すること。 ・サンプルとして、以下の入力画面を提案書に貼りつけること。(法人関係申告書入力画面、自動車関係税照画面、収納状況照画面) ・別途当該が指定する機能についてデモンストレーション動画を提出すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・サンプル画面のデザイン (可読性、視認性、判読性) が優れているか。 ・デモンストレーションについて、教育が少なく直感的に利用可能な程度に操作性が優れているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
10	16	外部インターフェース要件	以下について記載すること。 ・別紙2「外部インターフェース要件一覧表」に示している外部連携機関 (外部システム) と、税システム (当該調達) のネットワークポート図及び具体的なデータ連携のイメージ ・個人事業税賦課業務における、国税連携システムと税システム間のデータ連携から賦課業務に至る一連の流れ (本県では国税連携システムより印刷した機票を用いて1件ずつ税システムに入力し、賦課業務を行っている。新システム導入による業務負担軽減という観点から記載すること。) ・システム連携に関する当該担当職員の運用作業の負担軽減策 (スケジュールによる自動実行等) ・印刷業務の外部委託に係る調達仕様書の整備状況	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
11	16	外部インターフェース自動連携項目	別紙 2 (外部インターフェース要件一覧表) の「自動連携対象」の欄に「○」「△」「×」のいずれかを記入して提出すること。	提案書に添付する別紙 2 (外部インターフェース要件一覧表) の回答により採点する。	

別紙_提案書評価表(提案書記載依頼事項一覧)

項	調達仕様書 頁数	項目名称	提案書記載依頼事項	評価の観点	配点
		新システム導入業務について			70
12	22	全体構成	以下について記載すること。 ・全体構成 ・データセンター要件 ・ネットワーク ・ハードウェア ・ソフトウェア	・提案書記載依頼事項が記載されているか。	
13	25	プロジェクト管理、推進体制等	以下について記載すること。 ・プロジェクト管理 ・スケジュール ・作業場所、作業環境 ・プロジェクト体制(本委託業務の責任者、各業務サブシステム毎にチームの構成、担当者の配置状況、人数及び氏名) ・上記プロジェクト体制図に記載したメンバーの経歴(資格、経歴、実績、得意分野、経験年数) ・要員の役割を明示したうえで、その考え方、根拠、責任範囲等の説明を提案すること。 ・再委託を予定している場合には、再委託についての考え方、再委託の業務内容、再委託の業者名、各業務従事予定者の構成、人数、氏名を記載すること。 ※第三者への再委託にあたっては、本業務の契約締結後かつ再委託開始前に県の書面による承認が必要である。 ・先に記載したプロジェクト体制における責任者、各業務サブシステムを構成する担当者において、同程度の規模のシステム開発・運用業務の従事実績がある場合は、主な業務について、発注者(自治体等の名称)、業務名、業務の概要及び当該業務における役割を記載すること。なお、記載できるのは3業務までとする。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
14	28	システムの導入に向けた具体的な取組	システムの円滑な導入に向けた具体的な取組を以下の観点から記載すること。 ・新システムの想定運用を踏まえた事務フローや帳票レイアウト、システムの画面等を用いること。 ・現行運用との差異について協議を行うこと。 ・関係機関との調整等に際し、会場への同席など支援を行うこと。 ・システムに設定する税率等の検討、設定を行い本県の承認を得ること。 ・クラウド環境を利用する場合はクラウド環境の各種設定を行うこと。 ・ジョブの定義及び、ユーザー権限の設定を実施すること。 ・運用開始前に公示された税制改正大綱及びeTAX関連への対応に関して、システムにおける対応範囲や前提条件を提案し、導入費用内でシステム処理できるよう対応すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・現行運用との差異について、別紙1等により分析が行われており、差異を埋めるための具体的な提案が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
15	29	総合テスト、受入テスト	以下の事項について記載すること。 ・スケジュール、テストを行うための方針やテストの方法について。 ・本県、受託者の役割分担や、責任範囲、作業内容について。 ・想定されるリスクの内容や低減策、インシデント発生時の対応策について。 ・連携する他のシステムに影響を与えることのない方法等について。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
16	30	職員研修	・業務の流れに沿った内容、かつ職員にとって操作方法が理解しやすいことを意識した研修を提案すること。 ・スケジュール、回数、時期、方法等について記載すること。 ・運用開始後の安定利用に関するフォローについて記載すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
17	31	データ移行	以下の事項について記載すること。 ・並行稼働期間の要否とその理由 ・不足の事態における現行システムへの切り戻しの実施スキーム、その他想定されるリスクの内容や低減策、インシデント発生時の対応策について具体的に記載すること。 ・移行方法(計画書の作成、リハーサル、調査、移行ツールの開発等) ・本県、受託者、現行保守事業者との役割分担	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
		運用保守業務等			110
18	34	管理業務	以下の点を踏まえた進捗管理方法について記載すること。 ・運用保守計画の策定 ・コミュニケーション管理(会議の開催、議事録の作成、連絡手段) ・課題管理 ・文書管理 ・仕様管理 ・実施報告書の作成	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
19	35	運用保守体制など	以下の事項について提案すること。 ・オンライン業務の稼働時間帯と、延長時間について ・運用保守を行う作業場所及び環境 ・運用保守体制 ・運用保守要員の保有するIT関連資格、経験	・提案書記載依頼事項が記載されているか。	

別紙 提案書評価表（提案書記載依頼事項一覧）

項	調達仕様書 頁数	項目名称	提案書記載依頼事項	評価の観点	配点
20	36	法改正に伴う改修等	以下の事項について提案すること。 ・システム改修に係る対応範囲 ・令和元年度から令和5年度までの本県における制度改正等に伴うシステム改修（別紙7）のうち、新システムにおいても特筆すべき事項があれば合わせて記載すること。 ・今後想定されている制度改正（eLTAXを通じた公金収納、納税通知書の電子化等）や都道府県税システムが標準化が義務付けられた場合の考え方 ・制度改正に関する対応方法 ・システムの機能改善案等について（作成可能な帳票の追加、手計算項目へのシステム対応等）	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
21	36	障害対応など	以下の事項について提案すること。 ・調達仕様書の別紙5「運用保守仕様書」の要求を踏まえて、作業内容及び作業方法を具体的に記載すること。 ・本県、職員及び受託者それぞれの役割分担を明確に示すこと。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・別紙5「運用保守仕様書」以外に優れた提案が具体的に記載されているか。	
22	37	サービスの安定稼働要件	・調達仕様書の表18におけるサービスレベル項目について記載すること。 ・サービスレベル目標値を達成するために工夫していることがあれば記載すること。 ・過去に導入したシステムの中で、提案するシステムと同規模のシステム（2つ以上）のサービスレベルの実績値を記載すること。 ・機器等に起因する障害発生時の切替方法、リカバリー方法、サービスをストップしない方法等があれば記載すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
23	17	スケーラビリティ要件	・将来的なユーザー数やデータ量の増加に対する考えについて記載すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
24	17	性能要件	・オンラインレスポンスタイムの平均時間を記載すること。 ・前提条件があれば具体的に記載すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・業務への影響が考慮された提案となっているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
25	17	信頼性要件	以下の要件の充足状況についてそれぞれ記載すること。 ・可用性要件 ・完全性要件 ・業務継続性（完全復旧までの暫定期間中における具体的な対応策を含む。） ・拡張性要件 ・上位互換性要件 ・システム中立性要件	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
26	19	情報セキュリティ要件	以下について記載すること。 ・利用者毎にシステムを利用できる権限を付与できる仕組み。 ・情報セキュリティ対策を向上させる取組（ソフトウェアの脆弱性対策、ウイルス対策、不正アクセスの防止、情報漏えいの防止、個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄） ・ユーザー認証方式 ・認証を受けているISMS	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	
27	40	次々期システム移行支援	契約終了時点における、次期システムから次々期システムへのデータ移行に対する支援の考え方、費用発生する場合の積算方法などを、これまでの類似業務の実績と合わせて提案すること。	・提案書記載依頼事項が記載されているか。 ・その他、優れた提案が具体的に記載されているか。	

満点	390
-----------	------------

12 落札者の決定の方法

有効な入札書等を提出した者であって、宮崎県財務規則第 122 条第 1 項の規定により定める予定価格の範囲内の価格をもって入札したものの中から、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札を行い、落札者を決定する。

審査に当たっては、入札参加資格審査で選定された者を対象として企画提案説明を実施し、落札者決定基準により算出した技術点と価格点との合計点が最高得点となった者を落札候補者（最高得点となった者が 2 人以上の場合は、落札者決定基準の定めるところによる。）とし、必要があれば、学識経験者の意見聴取を経て、落札者を決定する。

13 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総務部税務課税務電算担当

14 一般競争入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

15 その他

(1) 本業務の入札参加に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

(2) この一般競争入札による調達には、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成 26 年 6 月 23 日会計管理局会計課定）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会が、調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) その他この一般競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature of service required: Establishment of cloud system for Miyazaki Prefecture tax administration

(2) Time-limit for Submission of Tender: July 1st, 2024, 5:00 p.m.

(3) Point of contact: Electronic Tax Computation Section, Taxation Division, General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501, Japan. Tel: 0985-26-7019

病院局公告

競争入札参加者の資格に関する公告

令和 6 年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 13 号）に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり当該調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらを「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を公示する。

令和 6 年 5 月 20 日

宮崎県病院局長 吉村久人

1 調達する物品等又は特定役務の種類

建築物の清掃サービス

2 競争入札に参加する者に必要な資格

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 28 年宮崎県病院局公営企業告示第 3 号。以下「要綱」という。）に基づき清掃業務の入札参加資格者名簿に登録された者とする。

3 入札参加資格審査の申請の方法

(1) 申請の方法

要綱第 3 条第 1 項に規定する申請書及び添付書類を持参又は送付（郵便にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 申請書類の受付期間

令和 6 年 5 月 20 日から令和 6 年 6 月 24 日まで（土曜日及び日曜日を除く。）の各日の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問合せ先

宮崎県病院局経営管理課 経営企画担当

宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号

郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7062

(4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は、添付すること。

4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 有効期間

資格を取得した日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続を希望する者は、令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に有効期間更新の申請を行うこと。

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 6 年 5 月 20 日

宮崎県病院局長 吉村久人

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

宮崎県立 3 病院電子カルテシステム等保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 6 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通 J a p a n 株式会社 東京都港区東新橋 1 丁目 5 番 2 号

5 随意契約に係る契約金額

79,651,264 円

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号に該当

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 6 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

令和 6 年 5 月 20 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

- 1 検定の種別及び級の区分
 - (1) 交通誘導警備業務 1 級
 - (2) 交通誘導警備業務 2 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
 - ア 交通誘導警備業務 1 級
 - (イ) 学科試験
令和 6 年 8 月 20 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
 - (ロ) 実技試験
令和 6 年 9 月 11 日（水）午前 9 時から午後 5 時まで
 - イ 交通誘導警備業務 2 級
 - (イ) 学科試験
令和 6 年 8 月 20 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで
 - (ロ) 実技試験
令和 6 年 9 月 10 日（火）午前 9 時から午後 5 時まで
 - ウ 検定当日の受付時間
午前 8 時 30 分から午前 9 時まで
 - (2) 実施場所
学科試験及び実技試験
宮崎県建設技術センター（宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1）
 - (3) 受検定員
各 30 人（申請の受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
 - (1) 交通誘導警備業務 1 級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当する者
 - ア 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの
 - イ 宮崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者
 - (2) 交通誘導警備業務 2 級
宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員
- 4 検定の方法及び内容
 - (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級
 - ア 学科試験
 - (イ) 警備業務に関する基本的な事項に関すること。
 - (ロ) 法令に関すること。
 - (ハ) 車両等の誘導に関すること。
 - (ニ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。（交通誘導警備業務 1 級の受検者に限る。）
 - (ホ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - イ 実技試験
 - (イ) 車両等の誘導に関すること。
 - (ロ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。（交通誘導警備

業務 1 級の受検者に限る。）

- (イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

- (1) 受付期間及び時間帯
 - ア 令和 6 年 6 月 24 日（月）から同年 7 月 5 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
 - イ 時間帯
午前 9 時から午後 4 時まで
- (2) 提出書類
 - ア 交通誘導警備業務 1 級
 - (イ) 警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。）第 9 条の検定申請書（検定規則別記様式第 1 号。）1 通
 - (ロ) 受検者の住所地を疎明する書面（宮崎県内に住所を有する者に限る。）
 - (ハ) 当該営業所に属していることを疎明する書面（宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。）
 - (ニ) 写真 2 枚（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
 - (ホ) 交通誘導警備業務に係る 2 級検定合格証明書の写し及び交通誘導警備業務に係る 2 級検定合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であることを証する書面（前記 3 の(1)のイに該当する場合に限る。）
 - (ヘ) 交通誘導警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書（前記 3 の(1)のイに該当する場合に限る。）
 - イ 交通誘導警備業務 2 級
前記 5 の(2)のアの(イ)から(ニ)の検定申請書、書面、写真 2 枚
 - ウ 代理の者が提出する場合は、申請者の委任状
- (3) 検定申請書等提出先
受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署（郵送による提出は認めない。）

6 検定手数料

- (1) 交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級ともに、検定申請書を提出する際、14,000 円相当額の宮崎県収入証紙により納付すること。
- (2) 納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際し、学科試験については筆記用具を持参すること。
- (3) 合格発表は、検定当日に検定の実施場所において行う。
- (4) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外に使用しない。
- (5) 公告後、社会情勢の変化により、検定実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (6) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備係（代表電話 0985-31-0110）に行うこと。